

栃木県監査委員告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定に基づき、栃木県知事福田富一から勧告（平成23年7月21日付け栃監査第40号）に対して措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年10月4日

栃木県監査委員 黒 本 敏 夫
同 田 崎 昌 芳

栃議第163号
平成23年9月16日

栃木県監査委員 黒 本 敏 夫 様
同 田 崎 昌 芳 様

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県職員措置請求（住民監査請求）監査結果に基づく措置について

平成23年7月21日付け栃監査第40号で通知のありました標記について、次のとおり措置したので、地方自治法第242条第9項の規定により通知します。

1 勧告の内容

- (1) 栃木県議会自由民主党議員会に対する返還所要額186,815円、無所属県民クラブに対する返還所要額292,900円、公明党・新政クラブ議員会に対する返還所要額100円、みんなのクラブに対する返還所要額1,640円について、政務調査費条例第11条に基づき返還請求を行うこと。
- (2) また、無所属県民クラブについては、監査の過程において「活動記録票」の一部が監査期間内に確認できなかったため、当該会派に係る調査研究費（ガソリン代、視察費）及び会議費に関して内容を確認の上、不適切な案件が確認された場合は、返還所要額を確定し、返還請求を行う等の必要な措置を講じること。

2 措置の結果

- (1) 平成23年7月22日付け栃議第126号により栃木県議会議長からとちぎ自民党議員会長名の平成21年度政務調査費収支報告書等修正届（写）が送付された。当該修正届（写）に基づく修正により発生した残余金186,815円について、平成23年7月22日付け栃議第127号によりとちぎ自民党議員会会長に対し返還を求めたところ、平成23年8月2日に同額が返還された。

平成23年7月28日付け栃議第128号により栃木県議会議長から無所属クラブ承継人阿部寿一県議会議員名の平成21年度政務調査費収支報告書等修正届（写）が送付された。当該修正届（写）に基づく修正により発生した残余金292,900円について、平成23年7月28日付け栃議第129号により無所属クラブ承継人に対し返還を求めたところ、平成23年7月28日に同額が返還された。

平成23年7月22日付け栃議第126号により栃木県議会議長から公明党栃木県議会議員会長名の平成21年度政務調査費収支報告書等修正届（写）が送付された。当該修正届（写）に基づく修正により発生した残余金100円について、平成23年7月22日付け栃議第127号により公明党栃木県議会議員会会長に対し返還を求めたところ、平成23年8月1日に同額が返還された。

平成23年7月28日付け栃議第128号により栃木県議会議長からみんなのクラブ代表名の平成21年度政務調査費収支報告書等修正届（写）が送付された。当該修正届（写）に基づく修正により発生した残余金1,640円について、平成23年7月28日付け栃議第129号によりみんなのクラブ代表に対し返還を求めたところ、平成23年7月28日に同額が返還された。

- (2) 平成23年8月17日付けで栃木県議会議長に内容の確認を依頼したところ、平成23年9月5日付け栃議第161号により、当該会派から「活動記録表」の提出を受け内容を確認したところ、不適切な案件がなかったことを確認した旨通知を受けた。

これにより、無所属県民クラブについての調査研究費（ガソリン代、視察費）及び会議費に関して不適切な案件は確認されなかった。